

# 助言、指導又は勧告に関する運用指針について

## 1. 漁獲量等の総量の管理について

漁獲量等の総量の管理のため、それぞれの知事管理区分内で知事管理漁獲可能量を超えないよう管理を行う必要があります。漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）においては、以下のとおり段階的な手法による管理が想定されています。

漁獲可能量の  
消化率:低い



漁獲可能量の  
消化率:高い

### 法第31条（漁獲量等の公表）

都道府県知事は、特定水産資源の漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれがあると認めるときは、当該漁獲量の総量を公表する。

### 法第32条第2項（助言、指導又は勧告）

都道府県知事は、特定水産資源の漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えるおそれが大きいと認めるときは、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

### 法第33条第2項（採捕の停止等）

都道府県知事は、特定水産資源の漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えている、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、期間を定め、採捕の停止等の必要な命令をすることができる。

## 2. 助言、指導又は勧告に関する運用指針について

- 法第32条第2項の都道府県知事がする「助言、指導又は勧告」は、複数の者を対象とする行政指導に該当します。
- また、行政手続法（平成5年法律第88号）第36条の規定により、「あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。」とされていることから、この度、運用指針を定める必要があります。
- 今後、パブリックコメント等、運用指針の作成に必要な手続きを進めていく予定です。

○漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。）（抜粋）

（漁獲量等の公表）

第 31 条 農林水産大臣又は都道府県知事は、大臣管理区分又は知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該管理区分に係る大臣管理漁獲可能量又は知事管理漁獲可能量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該管理区分に係る漁獲努力可能量。次条及び第 33 条において同じ。）を超えるおそれがあると認めるときその他農林水産省令で定めるときは、当該漁獲量の総量その他農林水産省令で定める事項を公表するものとする。

（助言、指導又は勧告）

第 32 条 （略）

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

一 知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが大きい場合 当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者

二 一の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該都道府県の都道府県別漁獲可能量を超えるおそれが大きい場合 当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

（採捕の停止等）

第 33 条 （略）

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める者に対し、規則で定めるところにより、期間を定め、採捕の停止その他特定水産資源の採捕に関し必要な命令をすることができる。

一 知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者

二 一の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該都道府県の都道府県別漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きい場合 当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者

（罰則）

第 190 条 次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第 27 条、第 33 条、第 34 条又は第 131 条第 1 項の規定による命令に違反した者

三～八 （略）